

築上町の性能向上改修補助制度について

●補助を受けるには、いくつかの条件に合致する必要がありますのでご注意ください。

補助内容	性能向上改修工事に要する費用の一部を補助	
補助対象者	<input type="checkbox"/> 木造戸建て住宅の所有者 <input type="checkbox"/> 本町の町税を滞納していないこと <input type="checkbox"/> 暴力団員でなこと	
補助対象住宅	<input type="checkbox"/> 町内に存在すること <input type="checkbox"/> 過去に町の耐震改修工事補助金の交付を受けたことがないこと <input type="checkbox"/> 現に居住者がいること <input type="checkbox"/> 木造戸建て住宅 ※店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が2分の1未満のもの	<input type="checkbox"/> 昭和 56 年5月 31 日以前に建築または工事着工したもの <input type="checkbox"/> 建築基準法及び関係法令に違反していないもの <input type="checkbox"/> 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満で、建物全体が 1.0 以上又は1階部分の上部構造評点が 1.0 以上になる耐震改修工事を行うもの
申請書類	交付申請書は、築上町のホームページからダウンロードできます。 https://www.town.chikujo.fukuoka.jp/ (その他、添付が必要な書類がありますので、事前に下記にお問い合わせください)	
担当窓口	築上町 都市政策課 TEL 0930-56-0300 [内線 241,242]	

(一社)福岡県住宅リフォーム協会・築上町・福岡県からのお知らせ

古い木造戸建住宅の耐震化のすすめ

大丈夫？ 大地震でも 貴方のお住まい

今すぐ耐震診断

今すぐ耐震化

耐震改修工事に伴う減税制度・融資制度について

- 耐震改修工事を行う場合に利用できる減税制度・リフォーム融資制度があります。
- 各制度には利用条件等がありますので、必ず事前に確認しましょう。

耐震改修工事を行うと税金が軽減されます

【所得税の減税制度】

住宅耐震改修特別控除

○個人が住宅の耐震改修を行った場合には、所得税額から一定の額を控除できます。

要件

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋で自己の居住の用に供する家屋であること
- 耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること

等

お問い合わせ先

行橋税務署

TEL 0930-23-0580

[自動音声ガイダンス]

耐震化工事時に融資を受けることができます

【住宅金融支援機構】

リフォーム融資（耐震改修工事）

- ご返済終了まで借入申込時の金利が適用される全期間固定金利型のローンです。
- 住宅の耐震化工事と併せて行うリフォーム工事（水廻り工事、壁紙の張り替え等）にかかる費用もお借入れの対象となります。
- 融資限度額は 1,500 万円で、住宅部分の工事費が上限となります。
- 融資額が 300 万円以下の場合、抵当権の設定は不要です。
- 返済期間は、最長 20 年までご利用いただけます。(完済時の年齢の上限は 80 歳です。)

お問い合わせ先

住宅金融支援機構

☎ 0120-0860-35 (通話無料)

※上記の電話番号をご利用いただけない場合は
TEL 048-615-0420 におかけください。
(通話料金がかかります)

※祝日及び年末年始を除き、土曜日及び日曜日も営業します。

※受付時間 9:00-17:00



耐震診断

6,000円

性能向上改修補助

最大 45* 万円

※助成率 25%

*：耐震改修工事費分は 30 万円、省エネ改修工事費分は 15 万円を限度額とします。

このらしに関するお問い合わせ先

築上町 都市政策課(代表 0930-56-0300) [内線 241,242]

